

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 摂 津 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年6月28日（金） 午前10時から 午前11時20分までの間
開催場所		大阪府摂津警察署 4階講堂
出席者	委員	中居会長、中出副会長、井川委員、森委員、馬場委員、森川委員 村上委員
	警察	署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長 刑事課長、交通課長、警備課長、広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 日頃は皆様方に摂津市、大阪府だけでなく全国を守っていただき、ありがとうございます。 先日も正雀の北大阪信用組合のATM前に警察官の方が立っておられました、その時は夕方でした。 銀行が3時で閉まるので、その後にいてくれると非常に助かります。 子どもたちや自転車の安全講習をしてもらったりと多岐にわたって、助けていただいておりますので、今後ともよろしく願いいたします。 2 署長挨拶 会長をはじめ摂津警察署協議会委員の皆様方におかれましては、平素より、警察行政、摂津警察署の取組につきまして御理解・御協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。 本日が、令和6年度最初の警察署協議会となります。 御挨拶をさせていただく前に2点、おわび申し上げます。 当署員による4月27日の拳銃の盲発事案と6月4日の誤認逮捕事案を発生させてしまいました。 当署としましては、再発防止対策を徹底し、市民の皆様からの信頼回復に努めて参ります。 犯罪情勢について、本年5月末の全刑法犯認知件数は、大阪府下と摂津市内ともに増加しております。

議 事 概 要

しかしながら、特殊詐欺につきましては減少しております。

6月27日現在で、摂津市内の発生件数は10件と昨年と比較してマイナス12件となっており、これは、アポ電話を看破してもらっているのが要因のひとつだと思います。

これら特殊詐欺については、匿名・流動型犯罪グループ、通称「トクリュウ」と呼ばれるグループが、SNSや求人サイトなどで主犯格を募集する手口で特殊詐欺を敢行しており、全国警察をあげて、これら「トクリュウ」の実態解明を急務として取り組んでおります。

特に多い手口が「還付金詐欺」と呼ばれる手口で、市役所から還付金の手続がありますと犯人グループから連絡があります。

医療費が一定額を超えると、確かに還付金は発生します。

その際、70歳から75歳の方までは市役所から、75歳以上は大阪府から高額療養費申請書が送られてきます。

その申請書に基づき、窓口か郵送で手続を行うと、圧着はがきで決定書が送られ、指定の口座に振り込まれます。

犯人グループは、この制度を知っており、それで「還付金の手続」として電話をかけてくるのです。

実施に手続きをされた方は、また貰えるのかなと思ってしまいます。

市役所から還付金手続のために電話がかかってくることはありませんので、すべて詐欺と思って、すぐに電話を切り、当署への連絡もしくは110番していただきますよう、お願いいたします。

交通情勢については、交通事故は大阪府下と摂津市内ともに減少し、死亡事故者数は大阪府下では、6月27日現在で54名の方が亡くなられており、昨年と比較してマイナス24名となっております。

摂津市では、今年に入ってから死亡事故の発生はありません。

ただ、54名の方が亡くなっている現実をしっかりと受け止めて、1件でも死亡事故を減らすよう取り組んでまいります。

摂津市内では、交差点及び交差点付近での事故の発生が非常に多く、自動二輪の事故や高齢者の方が関連する交通事故は増加しております。

特に交差点付近を通行する際は、十分に御注意をお願いします。

警察署協議会は、「警察法第53条の2第2項」により、管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関と位置づけされています。

摂津警察署としましては、地域住民の代表となる皆様方から、賜りました御意見、御要望を警察活動に生かして参りたいと考えております。

本年1月の年頭署長会議の席上で、令和5年中の大阪府警察の重点目標の推進結果が優秀であったとして、摂津警察署は2件の本部長賞を受賞しました。

一つ目は、「府民の期待と信頼に応える警察活動の推進」と二つ目は「子供や女性を守るための諸対策の推進」です。

このような表彰は、市民の皆様の協力があっただけの賞ですので心から感謝申し上げます。

当署としましては、これまでと同様、市民の皆様が「安心して暮らせる「安全なまち大阪」を確立するため、様々な治安対策を講じて参りますので、引き続き、警察活動への御理解、御協力と御指導を賜りますことをお願い申し上げます。

3 業務概要説明（各課長説明）

(1) 総務課長

大阪府警察官の採用活動について

(2) 会計課長

遺失拾得物の受理状況について

(3) 生活安全課長

犯罪発生状況について

(4) 地域課長

110番受理状況について

(5) 交通課長

交通事故発生状況について

(6) 警備課長

業務概要と訓練実施状況について

(7) 副署長

広報担当責任者について

4 質疑応答

(1) 公園における防犯カメラの設置要望について

【委員】

予算が問題になると思うが、公園に防犯カメラの設置はできないか。行政と自治体や企業等と費用を出し合うのはどうか。

実現できるなら「さくら公園」から設置できればと思う。

【警察】

現在、管内に155台の自治体カメラを設置、運用をさせていただいております。今年度も25台が設置されます。

当署では優先順位をつけて摂津市へ要望書を提出しています。

また、防犯カメラは全てリース契約のため、企業が費用を出した場合に企業代表者の交代で契約の解除、打ち切りや倒産したり、場合によっては捜査対象となる可能性もあり、慎重な検討が必要となります。

設置要望の公園については、直近の交差点に既に2台のカメラが設置されており、同公園に設置する優先順位が下がるおそれがありますが、各種事案等の発生もあり、設置を求めています。

(2) 巡回連絡について

【委員】

数年前まで、自宅に警察官が訪問に来ていたが、最近は見かけない。

警察官が訪問してきても特殊詐欺ではないかと疑う住民もあり、警察活動において支障が出ないか。

警察手帳を呈示してくれるが、本物かどうかわからないのでどうしたらよいか。

【警察】

巡回連絡については、事件事故等の取り扱いがなく、在宅されている時間帯に訪問する必要があり特殊詐欺等の各種防犯指導もしっかりと説明するため、1件あたりの対応時間を要しているのが現状ですが、全世帯を巡回できるように努力しております。

警察官が、特殊詐欺の犯人と疑われるのは必ずしも悪いことではなく、疑うことで被害が減るわけです。

また、警察官であるか疑わしいと思えば、当署に連絡していただければ、無線等で確認します。

(3) 自転車利用者のマナー向上対策について

【委員】

学生等は学校で自転車マナーの指導を受けるが、大人の自転車マナーが悪いと感じることが多く、効果的な対策があれば良いと思う。

【警察】

自転車のマナー向上のため、交通安全講習や各種街頭キャンペーンを通じて、交通ルールを自転車利用者へ周知する活動を実施しており、継続的に交通安全教育や指導取り締まりを徹底しております。

本年5月に参議院本会議で可決された自転車の交通違反に対する反則金制度が2年以内に施行される予定となり、今まで以上に自転車利用者に対しては、取り締まりが強化され、遵法精神に対する効果が認められると思います。

(4) 歩きスマホの抑止対策

【委員】

以前に歩きながらスマホを操作する通行人とぶつかりそうになり、こういう社会問題を改善する対策はないだろうか。

【警察】

歩きスマホは転倒や衝突などの事故につながり、夜間においては、女性が痴漢などの犯罪に巻き込まれる恐れもあるため、市役所等の関係機関と連携し、講習会等のあらゆる警察活動を通じて注意喚起を実施してまいります。

(5) 大型車両の通行規制について

【委員】

昭和園付近の南北道路について、西側に歩道はあるが、東側には歩

議 事 概 要	道がなく、片側一車線で中央線がなく、大型車両に対する通行規制がされておらず、危ないと感じることがあり、大型車両の通行規制はできないか。 【警察】 大型車両の迂回路や周辺道路の渋滞状況や広範囲に及ぶ事業者への影響等を考慮に入れ、引き続き検討してまいります。 (6) カーブミラーの設置について 【委員】 鳥飼銘木町の企業団地内では、カーブミラーがほぼない状態で、工場や事業所が所在し、見通しも決して良いとは言えない。 【警察】 カーブミラーの設置については、道路管理者が個別具体的に必要性等を判断し、設置することになり、当署からも摂津市役所へ設置の検討について申し入れをしていきます。 (7) 夜間における単車の走り回りの対策について 【委員】 単車の走り回りについては、警察に通報して対応はしてもらっているが、いたちごっこと思うが、何か良い対策はないだろうか。 【警察】 単車の走り回りを認めれば、遠慮なく110番通報してください。 現在、常習的に集会場所等の情報もなく、110番等に基づき、現場臨場したパトカーによる採証活動による事件化や暴走族対策室や交通機動隊等と連携し、迷惑単車の排除等に努めてまいります。
---------	--